

**行動計画とは**

町に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めるもの  
道の行動計画に基づき市町村が作成する計画  
【新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定】

**町行動計画における対策項目**

- ①感染拡大を可能な限り抑制し  
住民の生命及び健康を保護
- ②住民生活及び社会経済活動に  
及ぼす影響の最小化

**新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)とは**

病原性が高く危険性のある指定及び新感染症が発生した場合における国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務

新型インフルエンザ等の発生時における措置  
まん延防止等重点措置  
緊急事態措置等の特別措置

町行動計画の対象とする新型インフルエンザ等は、以下のとおりとします。

ア「新型インフルエンザ等感染症」は、感染の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成26年法律第115号。以下「感染症法」という。)

第6条第7項で掲げる感染症の疾病をいう。

イ「指定感染症」とは、既に知られている感染症の疾病※であり、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。(感染症法第6条第8項)

(※一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く)

ウ「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症法第6条第9項)

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生している。

新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、新たな感染症等が流行する可能性も念頭に置きながら、発生段階や状況変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。



**様々な感染症に幅広く対応できる有事のシナリオの考え方**

- ①病原体の性状に応じた対策を考慮する
- ②発生初期の目標は、「流行の早期収束」とし、感染拡大防止を徹底する
- ③状況・社会経済等の変化に合わせ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える
- ④感染拡大の繰り返しや長期化を想定した内容とする



**政策実施上の「3つの時期区分」にあわせた対応を行う**

**準備期** 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで

**初動期** 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで

**対応期** 基本的対処方針の実行後

うらもあります

以下の7項目を「準備期・初動期・対応期」に分け、考え方及び取組を記載する

	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な訓練の実施</li> <li>・町行動計画等の作成や体制整備強化</li> <li>・国及び道との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</li> <li>・迅速な対策の実施に必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本となる実施体制の在り方</li> <li>・町対策本部の設置</li> <li>・町対策本部の廃止</li> </ul>
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前における住民等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供・共有について</li> <li>・国及び道と双方向連携を行うための体制整備や取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供・共有について</li> </ul>
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内でのまん延防止対策の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等</li> <li>・事業者や学校等に対する要請</li> </ul>
4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンの接種に必要な資材</li> <li>・ワクチンの供給体制</li> <li>・接種体制の構築</li> <li>・情報提供・共有</li> <li>・DXの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種体制の構築</li> <li>・ワクチンの接種に必要な資材</li> <li>・接種体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンや必要な資材の供給</li> <li>・接種体制</li> <li>・健康被害救済</li> <li>・情報提供</li> </ul>
5 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄保健所との連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事体制への移行準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事体制への移行</li> <li>・主な対応業務の実施</li> </ul>
6 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の備蓄等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</li> </ul>
7 生活及び社会経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有体制の整備</li> <li>・支援の実施に係る仕組みの整備</li> <li>・物資及び資材の備蓄</li> <li>・生活支援を要する者への支援等の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続に向けた準備等の要請</li> <li>・遺体の火葬・安置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>

